

2014年12月17日

## 選挙供託金制度の改正を

参議院議員政策担当秘書 岡田裕二

与党勢力の現状維持で幕を閉じた今年の衆議院議員選挙。しかし内容は「与党の大勝」というよりは「野党の不戦敗」の色合いが濃く、勝者・敗者ともに後味の悪さが残った。

象徴的であったのが、与党と共産党の2人しか候補がいない選挙区が全国で28選挙区、すなわち全体の1割弱にまでのぼったことだ。結果的に全有権者の10人に1人が、現政権を支持するか、若しくは共産主義を支持するかの二択しか与えられなかったことになる。

今回は共産党が全選挙区に候補者を擁立したが、2009年の衆院選では共産党は全選挙区の約半数の152区でしか候補者を擁立しなかった。今回共産党が同じ判断を取っていれば、いくつかの選挙区で無投票当選が発生した可能性は高い。日本の民主主義にとって危機的な状況である。

野党が候補者を擁立できない大きな理由として、立候補に伴うコストの問題がある。供託金だけでも小選挙区分300万円、比例区への重複立候補分で更に300万円の計600万円かかる。全選挙区に擁立するには、これだけで18億円近くかかることになる。供託金は一定の得票数(法定得票数)に到達しない候補者については没収されるので、特に敗色が濃厚な選挙区では候補者擁立の大きな壁となる。

実際2012年の衆院選では、民主党は比例だけでも3億6900万円、共産党は小選挙区も合わせると7億6200万円の供託金を没収されており、党財政に大きな影響を与えている。2009年に共産党が候補者擁立を絞ったのも、供託金没収による財政負担が一因であるともされている。

今回の選挙では、主に野党の立候補者数が減少し、「投票したい候補者がいない」との有権者の声が、マスコミ通じて喧伝される結果となった。「投票したい候補者がいないならば自ら立候補を」と反論する政治家やメディアも一部見られたが、日常から政治活動を行っているわけでもない一般市民に向かって、供託金300万

円没収されてでも名乗りを上げろ、というのは暴論である。もし本当にそう考えるならば、政治の側にも環境整備の責任があろう。

具体的には、諸外国と比較して高すぎる供託金制度の廃止か引き下げを検討すべきである。アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア等には供託金制度はなく、イギリス下院が 500 ポンド(約 9 万円)、オーストラリア上院が 2,000 豪ドル(約 19 万円)など、日本だけ突出している。フランスは 1995 年まで 1,000 フラン(約 2 万円・下院)の供託金制度が存在したが、それすら批判の対象となり廃止となっている。

もともと供託金制度は、売名目的の立候補を防ぐことと、立候補者乱立による選挙公営費の肥大化を防ぐことの二つを目的としている。今回の解散総選挙でも、700 億円の費用がかかることが批判的に報じられたが、それだけ高かついた民主主義のコストであるならば、高い参入障壁を設けて参加者を排除するのはメリットがない。有権者の疎外感を強めるだけである。

300 万円と言えば、大卒初任給の年収を上回る額だ。それだけの額を払えば誰でも参加できます、というのは最早自由選挙とは言い難い。仮に売名行為や泡沫候補の乱立の防止が必要であるならば、立候補に際して賛同署名を一定数集める等の義務を課すこととしてはどうか。アメリカやフランスでは既に導入されている仕組みだ。

供託金制度の改善は選挙の勝者にとっても必要だ。今回安倍総理は自らの解散権を行使して適法に選挙を実施したが、野党の不戦敗が相次ぎ、投票率も戦後最低となったため、解散総選挙そのものの意義と正統性について、批判を受ける結果となってしまった。

実際、かつて自民党は供託金を 300 万円から 200 万円に減額し、没収点も引き下げる選挙制度改正法案をとりまとめ、2008 年 12 月に国会に提出している。法案は翌年自民・公明・共産・社民各党などの賛成多数で衆議院を通過したが、参議院で民主党の反対を受けて廃案となっている。政権交代間近の政局の煽りを受けた結果であろうが、残念なことである。

公職選挙法の第 1 条には「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」との文言がある。「自由に表明せる意思」を潰してしまわないためにも、選挙の正統性、政権の正統性を確立するためにも重要なこの問題。与野党の壁を超え、党利党略を抜きにして、国会で真摯な議論が行われることを期待したい。